

総 財 準 第 6 2 号
令 和 7 年 4 月 1 日

関係都道府県総務部長
(財政課・市町村担当課扱い)
関係都道府県病院事業管理者
関係指定都市財政局長
関係指定都市病院事業管理者

殿

総務省自治財政局準公営企業室長
(公 印 省 略)

病院事業債（経営改善推進事業）の取扱いについて（通知）

「令和7年度地方債同意等基準運用要綱について」（令和7年4月1日付総財地第55号総財公第21号総財務第49号総務副大臣通知）に基づき、「病院事業債（経営改善推進事業）」の具体的な取扱いについて、別紙のとおり定めましたのでお知らせします。

なお、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）等に対しても、この旨を周知いただくようお願いします。

問い合わせ先
総務省自治財政局準公営企業室
病院事業係 高木、宮下
電話(03)5253-5643

病院事業債（経営改善推進事業）について

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしているが、医師・看護師等の不足、人口減少や少子高齢化に伴う医療需要の変化などを背景とする厳しい経営環境に直面している。

公立病院全体の令和5年度の経常収支は、国庫補助金等の減少や職員給与費・材料費等の医業費用の増加により4年ぶりに赤字に転じ、赤字の公立病院の割合も令和4年度には約3割であったが令和5年度には約7割にまで拡大している。

さらに、令和6年度においても、職員給与費・材料費等は引き続き増加傾向にあると見込まれており、公立病院の経営環境は一層厳しくなっている。

このような背景を踏まえ、令和7年度から令和9年度までの間、経営改善実行計画を策定し収支改善に取り組む公立病院の資金繰りを支援し、経営改善を促進するため、新たに「病院事業債（経営改善推進事業）」を設けることとした。

「病院事業債（経営改善推進事業）」の取扱いについては以下のとおりである。

1 対象団体

当該年度又は翌年度において、地方財政法（昭和23年7月7日法律第109号、以下「法」という。）第5条の3第5項に定める資金の不足額（地方独立行政法人においては法第5条の3第5項に準じて算定した額）が見込まれる団体

2 発行期間

令和7年度から令和9年度まで

3 起債対象

当該年度又は翌年度において、資金不足が生じる年度（生じる見込みの年度を含む）の資金不足額（地方財政法施行令（昭和23年8月27日政令第267号、以下「令」という。）第15条第1項第1号の額から同項第3号の額を控除した額をいい、地方独立行政法人においては、令第15条第1項第1号に準じて算定した額から同項第3号に準じて算定した額を控除した額をいう。）

4 発行可能額

経営改善実行計画に基づく経営改善の取組の効果により収支改善が見込まれる額に対して、それぞれの取組の効果が継続する年数（5年を限度とする。）を乗じて得た額の合計額（以下「経営改善効果額」という。）の範囲内で、以下により発行が可能となるものであること。

(1) 対象とする経営改善の取組

起債対象年度以降に実施する経営改善の取組で、経営改善実行計画に位置付けられているもの。

(2) 経営改善効果額の繰越し

当該年度において発行可能額全額を発行しなかった団体においては、翌年度以降に新たに算定される経営改善効果額に未発行分の額を加算することができるものとする。

(3) 発行初年度における経営改善効果額の特例

当該年度の前年度以前に開始した経営改善の取組についても対象とするが、効果継続年数については、当該前年度までの経過年数を減じて経営改善効果額を算定する。

取組開始年度と効果継続年数の関係（令和7年度に発行する場合の考え方）

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	効果継続年数
★				■						1
	★			■	■					2
		★		■	■	■				3
			★	■	■	■	■			4
				★	■	■	■	■		5
					★	■	■	■	■	5

★：取組開始年度

※太枠内が効果継続年数の対象となる。

- ・経営改善の取組については、具体的な積上げを伴わない支出予算のシーリングや増収策、資産の減を伴う未利用地売却収入、不確実な医療需要の増などの取組は対象とはならない。
- ・単年度の収支改善見込額は、取組の効果として発現する収入の増（減）と、支出の増（減）の差を原則として現金収支ベースで算出すること。また、経営改善の取組に必要な費用（例えば、施設の改修費用、医療技術者の新たな雇用に伴う人件費、医療機器等の購入費用など）が生じる場合には、当該費用を改善効果額から控除すること。

5 償還年限等

15年以内償還、地方公共団体金融機構資金又は民間等資金

6 経営改善実行計画及び収支計画

経営改善実行計画は、以下の事項について策定し、同計画の内容を反映した収支計画を添えるものとする。

- (1) 資金不足が発生した要因の分析
- (2) 計画期間
- (3) 経営改善の基本方針
- (4) 経営改善の具体的な取組

- ア 事業規模・機能の見直し
- イ 経費削減・抑制対策
- ウ 収入増加・確保対策
- エ 機能分化・連携強化や経営形態の見直し
- オ その他

(5) 資金不足解消の見通し

7 その他留意事項等

- ・病院事業債（経営改善推進事業）を発行する団体については、「経営改善実行計画」及び「収支計画」を作成し、協議等手続の際に提出すること。
- ・地方債同意等基準に定める資金不足等解消計画策定企業については、「経営改善実行計画」を「資金不足等解消計画」とみなすことができるものとする。
- ・経営改善の取組内容、収支相償等については「経営改善実行計画」及び「収支計画」に基づき、各年度において実施する予定のヒアリングにより確認するものとする。